浜松市緑地協定区域樹木等交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、浜松市緑地協定実施要綱に基づいた緑地協定区域において、緑の団地を形成し、緑豊かで住み良い生活環境や美しい景観を創出することを目的とし、緑化を行う者に対し、樹木等を交付することについて必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 緑地協定区域　浜松市緑地協定実施要綱により認められた緑地協定区域をいう。

(2) 専用住宅　専ら人の住居の用に供する建築物。

(3) 併用住宅　一つの建築物において、住宅と店舗、事務所その他住宅以外の用途に供する部分を合わせもつ住宅。

(4) 戸建住宅　一棟で１戸の住宅。

(5) 共同住宅　２戸以上の世帯が廊下、階段、玄関ホール等を共用する住宅。マンション、アパートが該当する。

(6) 専用庭　共同住宅の各入居者が専用使用できる庭。

(7) 道路　建築基準法第４２条に規定する道路及び公道、私道のうち一般の通行の用に供しているもの。

（交付対象者）

第３条　樹木等の交付の対象となる者は、本市に居住する者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　緑地協定区域内の専用住宅（共同住宅を含む。以下この条において同じ。）に居住する者又は専用住宅を所有する者（法人は除く）。

(2)　緑地協定区域内の専用住宅に居住しようとする者。

（交付対象となる場所）

第４条　樹木等の交付の対象となる場所は緑地協定区域内に存する戸建住宅である専用住宅及び併用住宅の敷地並びに共同住宅の専用庭とする。樹木等のうち、生垣用苗木又は低木が交付対象となる場所は、道路からよく見え、道路との境界が道路中心線から２ｍ以上後退した場所とする。

２　隣地との境界に生垣又は低木を設置しようとする場合については、道路から建物後退線までの部分とし、最大延長３ｍまで交付できるものとする。

３　敷地が風致地区にある場合や、生垣用の樹種として市の郷土樹種であるイヌマキのみを使用する場合には、第１項及び第２項の規定によらない。すなわち、幅員４ｍ以上の道路に面する部分に限らず、全ての隣地境界部分について生垣用苗木又は低木を交付することができるものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、「ゆう・おおひとみ分譲地」の遊歩道については、幅員が

４ｍ未満でも、交付の対象とする。

５　道路と建物の間に水路、駐車場、家庭菜園等の空地がある場合、その空地と建物の間に生垣用苗木又は低木を植栽しようとする場合は交付の対象とする。ただし、その空地が少なくとも５年間は空地のままであることが担保できることを条件とする。なお、交付の対象となる場所は道路と平行する部分に限定する。

（植栽基準）

第５条　樹木等の植栽は、次に掲げるいずれの条件にも該当するものでなければならない。ただし、緑地協定書に、より多くの植栽を行うように定められている場合は、協定書に従うものとする。

(1) 低木

ア　１団の植栽地が１㎡以上であること。

イ　１㎡当たりに苗木を４本以上植え込むこと。

(2) 生垣

ア　延長が連続して２ｍ以上であること。

イ　概ね直線状で、１ｍ当たりに苗木を３本以上列状に植え込むこと。

ウ　道路から生垣の視認を遮る工作物等がないこと。道路と生垣の間に工作物等がある場合は、高さが生垣の根元から０．５ｍ以下、又はネットフェンスや格子フェンスなどの見通しが良い開放的なフェンス等とし、正面から見たときの開口率が５０％以上のものとする。ただし、道路から生垣の視認を遮らないカーポートや生垣を作るための支柱等についてはこの限りではない。

(3) ツタ類　１ｍ当たり２株以上又は１㎡当たり９株以上植え込むこと。

（交付物と交付上限）

第６条　交付物は、緑化に必要と認められる樹木（生垣用苗木、低木、庭木用樹木のいずれか１つ）と、景観木及びツタ類とする。１申請地の交付の上限は次の各号に定めるものとする。ただし、樹木等の交付は予算の範囲内において行うものとする。

(1) 生垣用苗木は、アラカシ、ウバメガシ、イヌマキ、サザンカ、ヒイラギモクセイ、アカバナトキワマンサク、シロバナトキワマンサク、キンメツゲ、セイヨウイボタ（プリペット）から申請者が選択するものとし、樹高は０．５～０．８ｍ程度とする。交付本数は、設置延長１ｍ当たり４本までとし、１００本を上限とする。なお、緑化を行おうとする敷地が緑地協定区域及び風致地区の双方に該当する場合においても、１申請地の交付は１００本を上限とする。

(2) 低木は、交付する苗木の樹高は０．３～０．５ｍ程度とする。交付本数は１㎡当たり９本までとし、１００株を上限とする。

(3) 庭木用樹木は、クロガネモチ、モッコク、ヤマモモから申請者が選択するものとし、樹高は１．０ｍ程度とする。交付本数は３本を上限とする。

(4) 景観木は、コブシ、ハクモクレン、ハナミズキ、クロガネモチ、シダレザクラ、ゲ

ッケイジュ、モッコク、キンモクセイ、ヤマモモから区域ごとに定められた樹種を交付するものとし、交付する樹木の樹高は１．５ｍ程度とする。交付本数は１本とする。

(5) ツタ類はヘデラ、イタビカズラから申請者が選択するものとし、交付するツタ類の長さは０．３ｍ程度とする。交付株数は、設置延長１ｍ当たり４株までとし、１００株を上限とする。

（交付時期）

第７条　樹木等の交付は原則として、交付申請から１ヶ月半程度の準備期間を要するものとする。植栽不適期である７月、８月、９月、１月及び２月の交付は行わないものとする。

（交付場所）

第８条　樹木等の交付を受ける場所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。また、樹木等の運搬等は申請者が行うことを基本とする。

(1) 緑化推進センター

(2) その他、市長が認める場所

（交付申請）

第９条　樹木等の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 緑地協定区域樹木等交付申請書（第１号様式）

(2) 樹木等設置場所案内図

(3) 樹木等設置計画図

(4) 樹木等設置場所現況写真

(5) 第５条第２号ウに定める工作物を設置する場合は、その立面図

(6) 第３条第２号に規定する者で、第１号の書類により当該敷地に居住しようとすることが明らかでない場合は、当該敷地に居住しようとすることが明らかであることを証する書類

２　共同住宅の専用庭に生垣を設置しようとする場合は、申請者及び共同住宅の管理者の連署で申請するものとする。

３　同一敷地内において一度に植栽できない場合等は、２回以上に分けて申請できるものとする。ただし、同一敷地内において第６条に規定する交付本数の上限を超えて交付することはできない。

４　交付申請の受付期間は４月から翌年の１月末までとする。ただし、１０月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の３ヶ月前からとする。

（交付決定）

第１０条　市長は、前条第１項各号に規定する書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、緑地協定地区樹木等交付決定通知書（第２号様式）をもって、申請者に通知する。

（申請の変更、取下げ）

第１１条　交付申請後の自己都合による、数量の変更（以下、「変更」という）、申請の取下げ（以下、「取下げ」という）、交付を受けた苗木の返還（以下、「返還」という）は認めない。ただし、やむをえない事情による場合は、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、承認を得て行うことができる。

(1) 変更　緑地協定区域樹木等交付変更申請書（第３号様式）及び当該変更に係る書類

(2) 取下げ　緑地協定区域樹木等交付申請取り下げ届（第５号様式）。

(3) 返還　緑地協定区域樹木等交付辞退届（第５号様式）。

２　変更の申請に対しては、審査及び必要な調査を行い、内容が適していると認めた場合には、緑地協定区域樹木等交付変更決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知する。

（完了報告）

第１２条　樹木等の交付を受けた者は、交付を受けた樹木等の植栽が完了した日以後、速やかに緑地協定区域樹木等植栽完了報告書（第６号様式）に植栽完了後の写真を添えて市長に提出しなければならない。

（管理）

第１３条　交付を受けた樹木等の管理にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 樹木等の健全な育成に努めること。

(2) 植栽後５年間は、伐採又は移動をしないこと。

(3) 樹木等が枯死したときは、直ちに補植し、原状に回復すること。

（返還命令）

第１４条　交付を受けた樹木等を、交付決定内容と違う用途・場所等で使用した者に対し、市長は、緑地協定区域樹木等返還命令書（第７号様式）により、交付物の返還を命ずることができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第９条関係）

年　　月　　日

（あて先）浜松市長

（申　請　者）郵便番号

住　　所

氏　　名

連 絡 先

（運営委員長）氏　　名

緑地協定区域樹木等交付申請書

浜松市緑地協定区域樹木等交付要綱に基づき、樹木等の交付を下記のとおり申請します。

記

１　申請する樹木等

植　物　名			植栽規模（m、㎡）	数量（本、株）	備　考
※1つ選択	生垣用苗木				
	低　木				
	庭木用樹木				
景観木					
ツタ類					

２　植栽予定場所

浜松市　　区　　（　　緑地協定地区）

（風致地区の場合：　　風致地区）

３　交付希望日

年　　月　　日　　※１０月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の３ヶ月前から受付します。

４　添付書類

以下の①～④の書類を添付してください。

チェック欄

①案内図	・最寄りの目標物から植栽を行う住宅までの地図。	
②計画図	・見取り図に、道路の幅、植栽の配置、樹種名、及び本数を記入。 ・同一の敷地において、２回目以降の申請を行なう場合は、以前に交付を受けて設置した場所、本数が分かるように記入。	
③現況写真	・植栽する場所全体の現況が確認できる写真。	
④工作物の立面図	・フェンスなどを設置する場合、高さや開口率が確認できる図面。	

※　交付申請の受付期間は、事業実施年度の４月から１月までとします。ただし、１０月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の３ヶ月前からとします。

※　交付する樹木等の樹種および数量の上限は要綱をご確認ください。

※　樹木等の交付は申請から１ヶ月半程度の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

※　７月、８月、９月、１月、２月の交付はできません。

第２号様式（第１０条関係）

浜松市指令第　　号
年　　月　　日

様

浜松市長　　○○　○○

緑地協定区域樹木等交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった樹木等について、下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

記

１　交付する樹木等

植　物　名			植栽規模（m、㎡）	数量（本、株）	備　考
※1つ選択	生垣用苗木				
	低　木				
	庭木用樹木				
景観木					
ツタ類					

２　交付期間

下記の期間にて、樹木等の受け取りをお願いします。

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３　交付場所

緑化推進センター（住所：浜松市中央区大塚町１８７６－１）

（℡　０５３－４２６－２３００　）

※　浜松市中央卸売市場の南隣です。

※　業務取り扱い時間　年末年始を除く、９：００～１７：００

※　事前にお問合せのうえ、管理棟へお越しください。

４　交付の条件

（１）　樹木等の健全な育成に努めること。

（２）　植栽後５年間は、伐採又は移動をしないこと。

（３）　樹木等が枯死したときは、直ちに補植し、原状に回復すること。

第３号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

（あて先）浜松市長

（申　請　者）郵便番号

住　　所

（　　緑地協定地区）

氏　　名

連 絡 先

緑地協定区域樹木等交付変更申請書

　　年　　月　　日付け浜松市指令　　第　　号をもって交付の決定を受けた樹木等について、下記の理由により変更したいので申請します。

記

１　変更理由

２　変更内容

※当初の申請時の添付書類に変更がある場合は、変更後の書類を添付してください。

第４号様式（第１１条関係）

浜松市指令第　　号
年　　月　　日

様

浜松市長　　○○　○○

緑地協定区域樹木等交付変更決定通知書

年　　月　　日付けで変更申請のあった樹木等について、下記のとおり変更交付決定しましたので、通知します。

記

１　交付する樹木等

植　物　名			植栽規模（m、㎡）	数量（本、株）	備　考
※1つ選択	生垣用苗木				
	低　木				
	庭木用樹木				
景観木					
ツタ類					

２　交付期間

下記の期間にて、樹木等の受け取りをお願いします。

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３　交付場所

緑化推進センター（住所：浜松市中央区大塚町１８７６－１）

（℡　０５３－４２６－２３００　）

※　浜松市中央卸売市場の南隣です。

※　業務取り扱い時間　年末年始を除く、９：００～１７：００

※　事前にお問合せのうえ、管理棟へお越しください。

４　交付の条件

（１）　樹木等の健全な育成に努めること。

（２）　植栽後５年間は、伐採又は移動をしないこと。

（３）　樹木等が枯死したときは、直ちに補植し、原状に回復すること。

第５号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

（あて先）浜松市長

（申　請　者）郵便番号

住　　所

（　　緑地協定地区）

氏　　名

連 絡 先

緑地協定区域樹木等　交付申請取り下げ
交付辞退　届

□交付申請取り下げ

年　　月　　日付けで提出した緑地協定区域樹木等交付申請について申請を取り下げます。

□交付辞退

年　　月　　日付け浜松市指令　　第　　号をもって交付の決定を受けた樹木等について、下記の理由により交付を辞退します。

記

１．　□交付申請取り下げ
□交付辞退　　理由

第６号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

（あて先）浜松市長

（申　請　者）郵便番号

住　　所

氏　　名

連 絡 先

緑地協定区域樹木等植栽完了報告書

年　月　日付け浜松市指令　　第　　号をもって交付を受けた樹木等について、植栽が完了しましたので、報告します。

記

１　植栽した樹木等

植　物　名			植栽規模（m、㎡）	数量（本、株）	備　考
※1つ選択	生垣用苗木				
	低　木				
	庭木用樹木				
景観木					
ツタ類					

２　樹木等を植栽した場所

浜松市　　区　　（　　緑地協定地区）

（風致地区の場合：　　風致地区）

３　設置日

年　　月　　日

４　添付書類

以下の書類を添付してください。

		チェック欄
植栽後の写真	・植栽した樹木等全てが確認できる写真。	

第７号様式（第１４条関係）

浜松市指令第　　号
年　　月　　日

様

浜松市長　　○○　○○

緑地協定区域樹木等返還命令書

年　月　日付浜松市指令　　第　　号をもって交付を通知した樹木等について、下記のとおり返還を命じます。

記

１　返還理由

２　返還を命じる樹木等

植　物　名			数量（本、株）	備　考
※1つ選択	生垣用苗木			
	低　木			
	庭木用樹木			
景観木				
ツタ類				

３　返還場所

緑化推進センター（住所：浜松市中央区大塚町１８７６－１）

（℡　０５３－４２６－２３００　）

※　浜松市中央卸売市場の南隣です。

※　業務取り扱い時間　年末年始を除く、９：００～１７：００

４　返還方法